

2020年(令和2年)

2/10

No. 1193

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03) 3359-6251 (代表)
☎(03) 3359-4134 (広報部)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>

東京都

「物流TDM協議会」設置 中小企業の取り組み推進へ



東京都は1月24日、「2020物流TDM(交通需要マネジメント)実行協議会」の第1回総会を開催した。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の交通混雑緩和に向けた取り組みの推進を目的とする。

その一環として、特に中小企業などの物流TDMを推進するため、同協議会を設置した。各業種の実態に合った取り組み内容や周知方法などを検討し、取り組みを働きかける方針だ。

同日は冒頭、小池百合子都知事があいさつし、昨年夏に実施したTDMの試行結果を踏まえ、「大企業だけでなく、中小企業にも協力していただき、物流TDMを進めるため協議会を開催した」とその趣旨を説明。

その上で、「より多くの企業や商店などに、大会時の交通混雑の情報や具体的な対応策について分かりやすくお伝えし、実践していただくことが

業種業態に即し 周知活動を展開

国土交通省は、令和元年度補正予算による「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業」を実施する。

申請受付期間(予定)は2月20日から3月12日まで。荷役作業の効率化などに資する機器について、その導入経費の一部(通常機器価格の6分の1)を補助するもの。

中小事業者向け 荷役機器導入補助

執行団体は全日本トラック協会。詳細は2月10日以降、全ト協ホームページで公表する。

2月20日から受付

大切」と述べ、協力を求めた。

TDM試行の実施状況に関するアンケート結果では、TDMに取り組む予定の企業は約6割。これに対し予定のない企業が約4割あり、そのうちの約8割が100人以下の企業だった。そこで、中小の配送事業者や荷主(卸・小売りなど)に対し、さらにTDMについて周知し取り組みを推進するため、今回の協議会を設置した。

協議会は、国(内閣官房・農林水産・経済産業・国土交通各省)、東京都、大会組織委員会、および経済団体(東京商工会議所・都中小企業団体中央会・都商店街振興組合連

合会・全日本トラック協会・東京都トラック協会など)、土産団体(都社会保険労務士会・都中小企業診断士協会・税理士会などで構成。会長は流通経済大学の苦瀬博仁教授。トラック業界からは、東ト協の佐藤雄平・原島藤寿各副会長、関東トラック協会海上コンテナ部会の町克朗部会長(東ト協海コン専門部会長)、全ト協交通・環境部の荻原正吾調査役が参画。

業種業態に合った取り組みや周知方法を検討した上で、2月中旬に開催する協議会で実施計画を決定。参画する各団体のネットワークを活用するとともに、商店街などを通じて、TDMの必要性や取り組みなどを周知する。

また、専門家による個別相談(コンサルティン

グ)も実施し、取り組み

対象機器は、テールゲートリフターとトラック搭載型クレーン、同搭載用2段階積みデッキ。

令和元年12月13日から今年3月31日までの間に、対象機器を導入した事業者に補助する。補助予算額は約1億円で、申請額が予算額を超過した場合、補助されない場合がある。

執行団体は全日本トラック協会。詳細は2月10日以降、全ト協ホームページで公表する。

執行団体・全ト協

2月20日から受付

を推進する方針。

3月以降、業界誌などに記事掲載し、4月以降、商店街でのプロモーション活動を行うなど、7月の開催に向けて周知・広報活動を展開する方針。

東ト協の佐藤雄平・原島藤寿各副会長、関東トラック協会海上コンテナ部会の町克朗部会長(東ト協海コン専門部会長)、全ト協交通・環境部の荻原正吾調査役が参画。

業種業態に合った取り組みや周知方法を検討した上で、2月中旬に開催する協議会で実施計画を決定。参画する各団体のネットワークを活用するとともに、商店街などを通じて、TDMの必要性や取り組みなどを周知する。

また、専門家による個別相談(コンサルティン

グ)も実施し、取り組み

対象機器は、テールゲートリフターとトラック搭載型クレーン、同搭載用2段階積みデッキ。

令和元年12月13日から今年3月31日までの間に、対象機器を導入した事業者に補助する。補助予算額は約1億円で、申請額が予算額を超過した場合、補助されない場合がある。

執行団体は全日本トラック協会。詳細は2月10日以降、全ト協ホームページで公表する。

執行団体・全ト協

2月20日から受付

を推進する方針。

3月以降、業界誌などに記事掲載し、4月以降、商店街でのプロモーション活動を行うなど、7月の開催に向けて周知・広報活動を展開する方針。

東ト協の佐藤雄平・原島藤寿各副会長、関東トラック協会海上コンテナ部会の町克朗部会長(東ト協海コン専門部会長)、全ト協交通・環境部の荻原正吾調査役が参画。

業種業態に合った取り組みや周知方法を検討した上で、2月中旬に開催する協議会で実施計画を決定。参画する各団体のネットワークを活用するとともに、商店街などを通じて、TDMの必要性や取り組みなどを周知する。

また、専門家による個別相談(コンサルティン

グ)も実施し、取り組み

対象機器は、テールゲートリフターとトラック搭載型クレーン、同搭載用2段階積みデッキ。

令和元年12月13日から今年3月31日までの間に、対象機器を導入した事業者に補助する。補助予算額は約1億円で、申請額が予算額を超過した場合、補助されない場合がある。

執行団体は全日本トラック協会。詳細は2月10日以降、全ト協ホームページで公表する。

執行団体・全ト協

2月20日から受付

東京都 2年度 予算案

五輪 輸送対策36億円

TDM説明会など

東京都が1月24日に公表した令和2年度予算案によると、五輪開催時の輸送対策として36億円を計上し、拡充する。

具体的には、円滑な大会運営に不可欠な交通混雑の緩和に向けて、TDMに係る説明会に4億円、また新規に首都高速(4・02億円)を計上。具体的には、貨物輸送評価(円)の予定。

また、自動車環境対策として2・3億円を措置。また、走行時にCO2を排出しないゼロエミッション・ビークルの普及促進事業に88億円を計上。金としては10億円を計上した。このうち東ト協に対する交付額は8・9億円を予定。

和などを要望する。

関ト協 常任理事会

関東トラック協会(会長・浅井隆東ト協会長)は2月4日、東ト協総合会館で常任理事会を開催し、令和2年度事業計画案などを審議・承認した。

事業計画によると、今年度の第65回事業者大会は9月10日、神奈川県ト協を当番幹事として開催する。事業者大会などで提起された課題については検討の上、関係行政・機関などに対して提言・要望活動を行う方針。

また、人材確保対策の一環として、運転免許制度をめぐる課題について検討し、特に準中型免許



五輪に向け物流対策 準中型、緩和要望へ

同日は議事に先立ち、関東運輸局自動車交通部の勝家省司貨物課長が、貨物自動車運送事業法の改正について講演した。

制度に関して、免許取得者が4ト車に乗務できるよう車両総重量の限度緩和を要望する。

紙面あんない

国交省「ホワイト物流」賛同企業数	2
東ト協、五輪・交通対策マップ配布	4
東ト協、広報・情報委員会を開催	5
東京都、貨物輸送評価制度セミナー	5
職場環境認証制度の専用サイト開設	7

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用

国交省

『ホワイト物流』運動

—— 昨年末時点 ——
賛同企業数744社に

国土交通省は1月28日、関係行政と連携して推進している「ホワイト物流」推進運動について、昨年12月末時点の賛同企業数などをまとめ、公表した。

同運動に賛同し「自主行動宣言」を提出した企業・組合・団体は、昨年12月末時点で744。都道府県別では、東京都が215と最も多く、次いで多い順に大阪府が69、愛知県が61、神奈川県が38だった。

業態別にみると、「運輸業・郵便業」が317と最も多く、次いで「製造業」が290、「卸売業、小売業」が82だった。

「取組項目」の延べ宣言件数は4584件。推奨項目別にみると、「運送内容の見直し」が2447件と最も多く、以下、「安全の確保」が748件、「運送契約の方法」が499件、「運送契約の相手方の選定」が264件だった。このほか、「独自の取組」も585件と多い。

荷主などの賛同拡大へ

「安全の確保」に関して、実施する具体的な項目としては、「物流の改善提案と協力」が602件と最も多く、賛同企業数全体に占める取り組み企業の割合(宣言比率)は80.9%と、約8割が取り組みを宣言している(以下、カッコ内は宣言比率)。

国交省はその推進に向けて昨年3月以降、経済産業・農林水産各省と連名で、上場企業など約6300社に参加要請文を送付し、あわせて全都道府県における説明会や全

国10ブロックで、取引適正化に向けたセミナーなどを開催し、同運動への賛同と取り組みを呼びかけてきた。今後引き続き、同運動への賛同を呼びかけ拡大を図るとともに、セミナーなどを開催し、荷主と一体となった取引適正化に向けた取り組みを推進する方針。

政府・関係4省
「テレワーク・デイズ」
今年の実施方針決定
都内企業
五輪期間に集中実施

政府のテレワーク関係府省連絡会議(総務・厚生労働・経済産業・国土交通各省副大臣などで構成)が1月29日に開催され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、「テレワーク・デイズ2020」の実施方針を決定した。テレワークの普及拡大とともに、五輪開催時の交通混雑緩和を目的として、平成29年から実施しているもの。

五輪開催を迎えた今年の実施期間は、開催期間を含む7月20日～9月6日。都内の企業については交通需要マネジメント(TDM)期間とあわせ、オリンピック期間の7月24日～8月9日、パリオリンピック期間の8月25日～9月6日を集中実施期間とする。

実施内容は、そのキックオフについて周知し、早期の準備を促すとともに、総務省などテレワーク関係4省は、業界団体

ごとの働きかけを強化するほか、他の関係省庁とも連携し取り組みを呼びかける。

また、東京都や内閣官房の五輪事務局と連携し、「重点取組地区」16エリア周辺企業に対し、集中的なテレワーク実施への働きかけを行う。

あわせて、昨年の特別協力団体の事例や五輪開催に向けた先進事例を紹介し、テレワークの取り組みを促進する。TDMの取り組みとしては休暇取得や時差出勤、フレックスタイムも奨励する。

実施目標は、全国で昨年を上回る約3000団体以上の参加。都内の企業などについては、従業員の1割のテレワークなどの実施を求める。都心の大企業などはこれ以上の大規模実施を呼びかけるほか、都外を含め様々な業種・規模・地域の団体の参加を促す。

国交省
中継輸送の普及促進へ
モデル「取組事例集」

国土交通省自動車局は1月29日、「中継輸送の取組事例集」(成功事例に学ぶ中継輸送成功の秘訣)を取りまとめ、公表した。

その普及促進に向けて、ドライバーの働き方改革につながる「実行モデル」となるように、事業者による中継輸送の取り組みや成功の秘訣などについて紹介した、事例集を取りまとめたもの。

事例集では、中継輸送の方式別に①ドライバー交替方式、②トレーラー・トラックター方式、③複数方式(貨物積み替え方

式含む)に関して、実施事業者と経路などについて紹介。さらに、中継輸送の取り組み内容や課題、導入効果に関して説明している。

このため同省では、平成29年に「中継輸送の実施に当たって(実施の手引き)」を策定し、その実施手順などを示して取り組みを促進してきた。

この後、様々な事業者による中継輸送の取り組みが進められてきていることから、それらの事例を踏まえ、今後、中継輸送に取り組み際の参考となる、具体的な実行モデルの事例を取りまとめたもの。

事例集の内容は、国交省ホームページ(掲載ページ: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/>)

全ト協
公明党議員懇話会へ
特車許可に関し要望

全日本トラック協会と全ト協重量部会はこのほど、公明党トラック問題議員懇話会に対し、特殊車両通行許可に関する要望書を提出し、夜間の通行条件緩和や許可手続きの簡素化などを要望した。

同懇話会に、全ト協の坂本克己会長や重量部会の内宮昌利部会長(東京都トラック協会副会長・重量品専門部会長)などが出席し、要望したもの。

要望事項は、①夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和、②誘導車配置条件の見直し、③特車通行許可手続きの簡素化・短期化、④特車通行に関する制度の抜本的見直し、⑤高速道路における通行可能幅員の許可基準統一、⑥重要物流道路への追加指定、および集中投資による早期完成など――の6項目。

夜間の通行条件について、着地での待機時間を極力減らすため、通行条件を17時～8時にするとともに、幅3.2メートルの車両については、交通状況の支障が少ない場合、近隣待機場所と出発地・目的地間の昼間運行を認めることなどを要望。

また許可手続きに関して、重要物流道路における一般的制限値の引き上げ措置(特車許可の不要化)を、国際海上コンテナ運搬用セミトレーラ連結車(40フィート背高だけでなく、同等の全車種に拡大することなどを求めた。

天然ガストラックは物流の
エネルギーセキュリティ向上と
大気環境改善を実現します。

石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。

エネルギー・フロンティア
TOKYO GAS

NGV 事業室

〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20

Tel.03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>

NGV

荷動き指数 1～3月やや改善

日通総研

企業物流短観

昨年
12月調査

下は四半期ごとの前期比
較、以下同様。

輸送機別「利用動向
指数」をみると、昨年10
月実績では一般トラ
ックが△24で13月悪化。
また、特別積合せトラッ
クは△19で9月、宅配便
は△15で1月水準を下げる
見込み。

1～3月見通しの利用
動向指数を業種別にみる
と、一般トラックでは全
15業種がマイナス水準だ
が、繊維・衣服、生産財卸、

は、一般トラックは31、
特別積合せトラックは25
で、いずれも横ばいとな
る見込み。



トラック運賃 高止まりで推移

まだ記憶に残っている
と思われるが、今から約
2年前に、大雪のため北
陸自動車道で多くの車両
が動けなくなり、解消ま
でに時間がかかったこと
がある。

この時、近畿運輸局管
内のある県から、毎日
何台か北陸まで走らせて
いた保有車両数20台の事
業者では、身動きが取れ
なくなった車両が1台も
なかった。通常通りに運
行していれば、何台かの
車両が巻き込まれて立ち
往生していたはずなの
に、である。

なぜ、この中小事業者
は1台も被害に遭わずに
すんだのか。まず運行管
理者がニューズで降雪の
状況を逐次チェックし、
渋滞の発生を予測した。
その時点ではまだ、立ち
往生までは予想できなかつたが、すでに出発してい
た車両に途中から事業
所に引き返すよう指示し
たからである。

ドライバーに帰社を指
示する前に、荷主の担当
者に状況を説明して了解
を得た。さらに、同じ方
面に行く予定の後発の車
両については、出発前に
運行中止を自社で判断
し、荷主の担当者にその
旨を連絡した。

運行管理者が、途中か
ら車両を引き返させた判
断の基準は、このまま進
行を中止させたのも同じ
理由による。

この事業者は、1日の
最大拘束時間13時間を超
えてドライバーを働かせ
ることはしない、という
方針を徹底しており、荷
主にもその姿勢を貫いて
いる。

ちなみに、最初から出
発させなかった車両につ
いては、その前年11月か
ら施行になった改正標準
運送約款に記載されてい
る最低料金のキャンセル
料を請求した。また、途
中から引き返させた車両
については、それよりも
多いキャンセル料を収受
している。

このように同社では、
降雪により、身動きが取
れなくなった車両は1台
もなかったが、荷主側に
は本来なら運ぶべき商品
に少し異なる。

判断の「目安」通達し明示 重要なのは荷主との書面化

参考までに記しておく
と、この中小事業者の経
常利益率は20%前後と高
い。

この事業者に限らず、
昨年相次いだ台風15号や
19号、あるいは21号の影
響による豪雨などの際
に、自社の判断で運行を
中止した事業者がいる。

これら事業者に共通して
いるのは、契約書や覚書
などで事業者判断による
運行中止を明記している
点だ。

国交省の通達で運行中
止の判断基準が示されれ
ば、荷主との交渉もしや
すくなる。重要なのは契
約書あるいは覚書など
で、必ず書面化しておく
ことだ。

(物流ジャーナリスト
森田富士夫)

全流協 導入ガイドライン

荷待ち時間短縮 向け手順示す

要因などの実態把握をは
じめ、接岸時間の短縮や
接岸指示の効率化を図る
上で問題となる業務状況
など」を提示。

その上で導入のステッ
プとして、①待機時間短
縮という目的・目標の明
確化、②センターや車両
の現状把握、③課題の特
定とソリューションの決
定、④関係者への説明会
開催など事前準備、⑤マ
ニユアル作成や現場スタ
ッフへの教育など導入支
援、⑥導入による効果測
定と改善活動―という
手順を示している。

なお、ガイドラインの
内容は全流協ホームページ
を参照。

NASVA

2年度 運営基礎講習 (前期分)

運行管理者等基礎講習〈貨物〉(前期分)

講習日	会場
5月20日(水)～22日(金)	ルミエール府中
5月26日(火)～28日(木)	東京トラック事業健保会館
6月2日(火)～4日(木)	テクノプラザかつしか
6月10日(水)～12日(金)	板橋区立文化会館
7月7日(火)～9日(木)	NASVA東京主管支所7階研修室

自動車事故対策機構
(NASVA)東京主管支
所は、令和2年度の運行
管理者等基礎講習(前期
分)について、3月16日か
らインターネットによる
予約受付を開始する。郵
送による予約受付は同24
日から。

基礎講習(貨物)3日
間講習の日程などは、表
の通り(定員になり次第、
受付終了)。

ネット予約はNASVA
ホームページの「講習
のご予約」から。

▽問い合わせ先ⅡNA
SVA東京主管支所・指
導講習担当 ☎03・362
1・9941

ネット予約 3月16日から受付

▽講習時間Ⅱ1日目／
午前10時15分～午後4時
45分、2日目／午前9時
30分～午後4時30分、3
日目／午前9時30分～午
後4時

大経流

五輪・物流対策 特別シンポジウム

流通経済大学は2月20
日、第3回特別シンポジ
ウム「東京2020大会
のロジスティクスとレ
ガシー」を開催する。時
間は午後2時5分、会場
は東京ガーデンパレス2
階・高千穂(文
京区湯島1の
7の5)。

定員は先着250人。
申し込み期限は2月17日
(申し込み専用フォームⅡ
http://www.rku.ac.jp/apply/form/202002
20)。

2月20日開催

詳細は、同大学ホーム
ページ(特別シンポジウ
ム)を参照。

矢崎の デジタコ・ドラレコ

今お使いのバックアイカメラの
映像を録画できます!

詳しくは、今すぐお電話を!

矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600 (担当・青木)
板橋(営) 03-5916-3557 (担当・倉持)
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

五輪開催時の対応推進へ

東京都トラック協会は半年後に迫った五輪開催に向けて、会員事業者に対して、東京商工会議所が作成した「2020交通対策ハンドマップ」を配布し、対応策の検討・準備などに活用してもらう方針だ。開催時には、大会関連車両の増加などにより、交通混雑が深刻化し、輸配送業務への影響が懸念

「交通対策ハンドマップ」 会員事業者配布



東ト協各支部 五輪・交通対策など 順次、説明会開催へ

東ト協各支部は、五輪開催時の交通需要マネジメント(TDM)をはじめ、各種交通規制などに関する説明会を順次開催する予定だ。

文京など3支部が 2月13日合同開催

まず文京・豊島・台東各支部が、2月13日、文京シビックセンターで開催し、これを皮切りに各支部が合同もしくは単独で実施

されている。このため、東京都と大会組織委員会では交通需要マネジメント(TDM)として、企業などに交通量の分散・抑制への取り組みを呼びかけるとともに、首都高速道路では料金施策(日中の料金上乗せや夜間割引)を実施する。

また、交通状況によっては首都高速道路料金所で入口閉鎖やレーン制限など流入調整を行うとともに、競技会場周辺などでは進入禁止や専用・優先通行帯の設定などの交通規制を実施する。ガイドブックは、こうした交通対策に関する情報を紹介したもの。地図により、大会ルート(関係者輸送ルート)となる高

議で、これまでの交通対策に関する検討結果を踏まえ、開催時の交通マネジメント施策を盛り込んだ「輸送運営計画V2」を取りまとめ報告した。主な交通対策としては、交通混雑緩和への協力を求めるTDMや都心部への流入制限など交通シstemマネジメント(TSM)を実施するほか、各競技会場周辺などで各種交通規制を行う。

こうした交通規制や交通混雑に伴う輸配送業務に対する影響が懸念されており、開催が半年後に迫る中で、各会員事業者において具体的な対応策の検討・準備に着手すべき時期を迎えている。このため、各支部では

東ト協

福利厚生対策 事業研修会 2月26日開催

東ト協は2月26日、令和元年度の福利厚生対策事業研修会を開催する。時間は午後1時30分～4時、会場は東ト協総合会館7階大会議室。参加費は無料。

メンタルヘルス 対策をテーマに

講師はラッカル人財研究所の丸山泰令氏(公認心理士)で、同氏が「職場のメンタルヘルスマネジメント」部下も管理職も元気で長く活躍

東ト協 BCPセミナー 災害時に備えて 3月3日開催

東ト協は3月3日、令和元年度BCP(事業継続計画)セミナーを開催する。時間は午後2時～5時、会場は東ト協総合会館4階会議室。定員は50人(先着順で応募多数の場合は1社1人を優先)。参加申し込みは2月25日まで(定員に達し次第、受付終了)。

労務問題テーマに 3月3日開催

保険サビシステム社会保険労務士法人の高橋聡氏が「2024年からの時間外上限規制

東ト協 第2回 経営者及び 実務者セミナー

東ト協は3月3日、令和元年度第2回経営者及び実務者セミナーを開催する。時間は午後3時～5時30分、会場は東ト協総合会館7階大会議室。定員は70人。参加申し込みは2月28日まで(定員に達し次第、受付終了)。

新会員

- ◆山翔キャリー株式会社
社址 大田区東海5の5の3
東京港大井トラクターミニナル4077
03・6303・6571
一般貨物運送(けん引車23台、被けん引車10台、利用運送)
- ◆日生流通運輸倉庫株式会社
社址 埼玉県上尾市大字平塚2165の1
048・777・6489
▽一般貨物運送(普通車5台)
- ◆株式会社銘林
社址 江東区新木場1の16の8
03・3521・3140
▽一般貨物運送(小型車5台)
- ◆株式会社リクリン
社址 江東区千石1の4の17
03・568・3251
▽一般貨物運送(普通車7台、小型車3台、利用運送)

協会日誌

1月16～31日

- 16日 グリーン・エコプロジェクトセミナー(17日)▽海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽青年部正副部長会▽同幹事会
- 20日 事務局部長会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(22日)▽鉄鋼専門部会新年賀詞交歓会
- 21日 環境委員会正副委員長会
- 22日 海上コンテナ専門部会役員会▽物流経営士課程▽関東・甲信越重量部会正副部長会
- 23日 衛生委員会
- 27日 指導監査▽初任運転者特別講習▽事務局部長会▽引越専門部会役員・二委員会合同会議
- 28日 三組織連絡会
- 29日 安全&人材定着課題解決セミナー▽紙・パルプ専門部会役員会
- 31日 初任運転者特別講習

日程ボード

2月16～29日

- 16日(日) 9時 青年部チヤリティゴルフ大会(紫カントリークラブ)
- 17日(月) 10時 東京都交付金事業実施計画案検討委員会(東ト協総合会館)▽11時 正副会長(同)
- 18日(火) 13時30分 鉄鋼専門部会トレーラーの安全対策フォーラム
- 22日(土) 8時50分 運行管理者試験事前講習会(東ト協総合会館)
- 25日(火) 15時 海上コンテナ専門部会意見交換会(東ト協総合会館)
- 26日(水) 13時30分 福利厚生対策事業研修会(東ト協総合会館)
- 27日(木) 13時30分 トラック運送事業者のための人材確保セミナー(東ト協総合会館)
- 28日(金) 13時30分 求荷求事情ネットワークWebKIT説明会(東ト協総合会館)
- 29日(土) 東京都塩浜備蓄倉庫運用訓練(塩浜備蓄倉庫・深川消防署校川出張所)

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●

関東交通共済協同組合

<http://www.kankokyo.or.jp>

〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-21-20
TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765



認証団体

海事協会が紹介サイト 認証手順など情報発信

運転者職場環境 良好度認証制度

ら二つ星、三
つ星の申請が
可能となる。
認証の有効期
間は2年間。

ウェブサイトを開設し、
制度の概要や認証プロセ
ス、認証項目・基準など
を紹介している。

国土交通省「自動車運送事
業のホワイト経営の『見
える化』検討会」報告書
に基づき、認証項目は「法
令遵守等」「労働時間・休
日」など6項目とし、認
証基準はトラックの場
合、一つ星(☆)、二つ星
(☆☆)、三つ星(☆☆☆)
の認証段階ごとに左表の
通り定めた。

まず一つ星の認証を取
得し、その翌年度以降か
ら二つ星の認証を取
得し、その翌年度以降か
ら三つ星の認証を取
得する。

トラックの認証基準

認証段階	一つ星(☆)	二つ星(☆☆)	三つ星(☆☆☆)
必須項目数	22	23	31
加算項目数	61	60	52
基準点数	53点以上	76点以上	53点以上

一つ星審査の審査料は
3万円で、複数営業所を
申請対象とする場合、1
か所につき3000円を
加算。登録料(審査結果
作成・登録に要する費用)
は6万円で、複数営業所
を申請対象とする場合、
1か所につき5000円
を加算する(本社を除く、
消費税は別)。

海事協会では今後、認
証取得を検討する事業者
を対象としたセミナーな
どを開催する予定。ウェ
ブサイトには、こうした
セミナー案内をはじめ、
関係情報・書類などを随
時掲載する予定。

五輪 駐車場対策協議会

会場周辺で予約専用化 開幕2週間前から運用



国土交通省と東
京都、東京オリ
ピック・パラリン
ピック競技大会組
織委員会が1月28
日、東京五輪に関
する駐車場対策協
議会を開催し、競
技会場周辺の大会用駐車
場予約サービス案などを
承認した。

同協議会では、会場周
辺など重点的に交通量を
抑制する必要があるエリ
アにおいて、駐車場探し
によるうろつき交通を抑
制するため、対策として
事前予約システムを導入
し、予約専用化すること
を決定した。

同協議会では、会場周
辺など重点的に交通量を
抑制する必要があるエリ
アにおいて、駐車場探し
によるうろつき交通を抑
制するため、対策として
事前予約システムを導入
し、予約専用化すること
を決定した。

警察庁

五輪・交通量抑制へ 取り組み強化を推進

警察庁は1月31日、各
都道府県警察などに対
し、交通局長通達「202
0年東京オリンピック・
パラリンピック競技大会
に向けた交通総量抑制対
策の推進について」を発
行した。

出た。交
通量抑制が
十分でない
中で交通規
則を厳格に
執行し、交
通渋滞が
悪化し、経
済活動など
に支障を生
じる可能性
があること
を踏まえ、
関係機関
と連携し、
取り組みを
強化する。

健康・過労起因 事故防止セミナー

国土交通省自動車局は
2月18日、運送事業者な
どを対象とした「プロダ
クティブ・ヘルズ・サステ
ナブル」の健康・安全管理
の向上に関する事故防
止に関するセミナーを開
催する。

時間は午後1時～4時
30分、会場はTKPガイ
デンシティPREMIUM
M田町ホール4B・4C
(港区芝浦3の1の21)。
定員は400人(定員
に達し次第受付終了)。
申し込みはウェブ受付の
み。参加費は無料。
セミナーでは、健康起
因事故防止や過労運転防
止に関するセミナーを開
催する。

2月18日開催

◆国交省が許可◆

国土交通省は2月4
日、東京オリンピック・
パラリンピック競技大会
期間に適用される、首都
高速道路の料金など
について事業許可
した。

五輪期間 首都高速料金 夜間5割引など

具体的には、首都高速
全線でETC搭載全車種
を対象として、夜間(午
前零時～4時)に5割引
を適用。一方、同都内区
間で物流車両などを除く
ETC搭載車を対象とし
て、日中(午前6時～午

止の取り組みや
事例などを紹介
する。
詳細は、国交
省ホームページを参照。
▽問い合わせ先〓運営
受託/SONOPOLリス
マネジメントモビリティ
コンサルティング部
03-3349-5437
/申し込みアドレス〓
https://sjnk-rm.
smartseminar.jp/
public/seminar/
view/776)

新型コロナウイルス 政府「指定感染症」に

政府は1月28日、中国
武漢市で発生した「新型
コロナウイルス感染症を
指定感染症として定める

国内で確認された感染
者が増える中で、1月30
日に同感染症対策本部を
設置し、翌31日には世界
保健機構(WHO)が同
感染症について、国際的
に懸念される公衆衛生上
の緊急事態と宣言したこ
とから、指定感染症とす
る政令を当初予定より早
めて施行した。

国交省 感染対策の 徹底を

国土交通省自動車局は
1月30日、全日本トラ
ック協会に対し、「新型コ
ロナウイルスに係る予
防・まん延防止の徹底に
ついて」を通知し、予防
対策を周知・徹底するよ
う要請した。

厚労省 職場の対応 Q&A掲載

厚生労働省はホームペ
ージで、新型コロナウイルス
の感染状況などに関
して情報発信すると同
様に、同感染症に関する事
業者・職場のQ&Aを掲
載し、適切に対応するよ
う促している。

Q&Aでは、職場で取
り組むべき対策をば
じり、感染の疑いがある
労働者や感染者が確認
された者に対する、労働
基準法上の取り扱いなど
について説明している(順
次更新)。

トラック運送業

労働管理のポイント

NACマネジメント研究所所長
小林 弘和(社会保険労務士)

問題社員への対応のポイント②

前回に続き、今回は問題社員への対応のポイントについて記載します。

問題社員への対応策の基本となるものは、規律と懲戒となります。その内容は就業規則に規定されることになり、これを規律と呼ぶことになり、就業規則などに基づき処分を行うこととなります。

一般的に規律として、誠実に職務を遂行すること、会社・上司の指示命令に従うこと、職場の秩序を維持することなど。

具体的懲戒の種類は、一般的に以下のよう

① 戒告

通常は、始末書などの文書を提出させることなど、単に将来を戒めるといふものです。会社によつては、懲戒より軽易なものとして単に注意にするものとして注意にするものがあります。

ただし、単に口頭での戒告や注意にとどまっていれば、記録が残らないうえ、後には争いとなつた場合にも問題となるリスクがあります。

② 謝罪

通常は、始末書を提出させて将来を戒めるといふものです。なお、社員本人が始末書を提出しないような場合には、さらに懲戒をすることは避け、人事記録などに記載しておくようにしてください。

対応策の基本

勤務規律と懲戒

このため戒告や注意を行ふ場合にも、必ず記録に残る形で行うようにしておくことが肝要です。

③ 減給

通常は、始末書を提出させて将来を戒めるといふものです。なお、社員本人が始末書を提出しないような場合には、さらに懲戒をすることは避け、人事記録などに記載しておくようにしてください。

④ 出勤停止

社員の出勤を一定期間禁止し、その間の賃金を支払わないこととするものです。

⑤ 降格・降職

社員の職位または職能資格を低下させるというものです。

⑥ 諭旨解雇

退職を勧告し、これに応じない場合は懲戒解雇にするというものです。

会社によつては、諭旨退職と呼ぶ場合もあります。

退職金の扱いについては、退職金規程の定めによることとなります。

⑦ 懲戒解雇

懲戒として、解雇することです。通常は、解雇予告や解雇予告手当を支払わず、退職金も不支給とすることになります。

解雇予告や解雇予告手当の支給なしに解雇する場合、労働基準法第20条第1項ただし書の

「労働者の責に帰すべき事由」に基づく解雇であることについて、労働基準監督署に「解雇予告除外認定」を提出し、その認定を受けなければなりません。

ただし、この「解雇予告除外認定」については、認定を受けるハードルが結構高いものとなつてい

ます。解雇予告除外認定が認められないことを前提に考えると、解雇予告または30日分以上の解雇予告手当を支払つての即時解雇、予告期間の日数と予告手当の支払日数を合算して30日分以上とすること——のいずれかを選択することになります。

多くの場合、会社は金銭の支払いを行いたくないため、30日以上予告期間を設ける方法を取ろうとするのですが、30日間の出勤の期間に、当該社員が周囲に悪影響を及ぼす可能性が高いことや、在籍期間中に外部の労働組合に駆け込むといったリスクがあることなどから、30日分の解雇予告手当を支払つての即時解雇とすることをお勧めします。

なお、解雇予告手当の支払いという金銭の受け渡しが行われる際に、「契約解除確認書」として、雇用契約の解除に同意すること」および「会社と本人との間に一切の債権債務関係がないこと」を確認する文書を交わすことができれば、後日のリスクを小さくすることが可能と考えます。

ポケット



橋上から都電の軌道現る

都内で路面電車といえば、荒川区の三ノ輪橋と新宿区の早稲田を結ぶ、12・2キロの「荒川線」(東京さくらトラム)のみが運行している。1882年、東京馬車鉄道が開通し、東京電車鉄道と東京市街鉄道の3社によって運行されていた。その後、1903年には3社が合併し東京鉄道となり、1911年には東京市の買収により東京市電となり、都制施行に伴い「都電」となった。

最盛期には、40系統を有する日本最大の路面電車だった

が、地下鉄の整備、モータリゼーションの発達で、1972年までに姿を消していった。その中で、荒川線は1974年に恒久的な存続が決定し、現在に至る。

先般、神田川に架かるお茶の水橋の改修・補強工事に伴い、アスファルトをはがしたところ、突如、軌道が露出した(写真)。76年ぶりに現れた遺産として注目され、今なお見学者に訪れる人が絶えない。

お茶の水橋は、1923年の関東大震災で被災し、神田川が渡れなくなつてしまい、その後1931年に架け替えられている。したがって、この軌道は市営時代のものである。

これは、第二次世界大戦中の1944年まで運行していた都電錦町線(錦町河岸ノ御茶ノ水、1・1キロ)の軌道である。線路は御茶ノ水駅からお茶の水橋を渡ると、左に大きくカーブを描き、外濠通りに敷設された御茶ノ水線に合流していた。

御茶ノ水駅方向を見て、右の軌条は車輪をとどめる溝付きのもので、左側に普通軌条が敷設されて、左にカーブを描いていくさまが分かる。長年アスファルトに保護されていたことから、規則正しい石畳も美しい。

詰めクロスワード

このクロスワードにはキーがありません。リストの文字をマスに入れて、意味のある言葉にしてください。文字は一度しか使えません。最後にA~Fを順に読むと答えになります。



カ	ラ			ホ	テ	
						B
		オ	レ		ジ	
ガ		リ				ミ
	バ		ガ			D
	ヤ	シ			モ	
ン			シ	ヤ		
ガ		フ		キ		キ

【リスト】

イ エ キ ク シ
ス セ ソ チ ナ
ハ バ ル ン

【解答】

A	
B	
C	
D	
E	
F	

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆ インターネットでの応募も可能です。
https://www.totokyo.or.jp/
☆ インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先

〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社) 東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係

●締め切り

2月末日(正解は3月10日号に掲載)

★1月10日号「新春間違い探し」の正解は「14カ所」でした。

総務省が1月31日に発表した労働力調査によると、2019年平均の完全失業率は前年と同じ2・4%だったとしている。これにより10年連続の「減」となったわけだが、完全失業者の実数は162万人で前年比4万人減少した。◆30数年前の、バブル崩壊後の「氷河期」といわれる不幸な時期を経て、今日を迎えて振り返れば、何となくに感無量である。昨年の企業倒産は11年ぶりに増加し、主な原因は人手不足にあるという◆そのためかどうにか、総務省の統計によれば、就業者数は過去最多の6724万人(前年比60万人増)に達した。女性も2992万人、65歳以上が892万人で、過去最多の就業者数を記録した◆ここまできると、人手不足も極限に達した感があり、状況としてはますますひっ迫感が強くなってきた。その一方で、有効求人倍率は昨年12月時点で1・57倍と低下しており、実状とは異なる様相を示している。いずれにしても、人手不足の状況に好転はみられない◆こうした中で、今年も春闘がスタートするが、経営者にとっては厳しいものになりそう